

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	国見地区(鮎川第1、鮎川第2、鮎川第3、長原、中垣内、長尾常森、白浜、大丹生北、大丹生南、小丹生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者と個人経営体が担っている。農業者の高齢化が進んでおり、後継者の確保が必要となっている。
【主要作物】水稲、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】地域の農地は傾斜地が多く、圃場面積が小さい。また、農業用水の管理にも大きな労力がかかっている。このような状況の中で米価が低迷し、農業の継続が困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」とその他の個人農業者が担っていく。また、地域内外から新しい担い手を積極的に受け入れ、地域の農地を維持、管理していく。
【将来の主要作物】水稲、野菜、果樹の栽培を中心に海岸沿いの地域の特徴を生かした経営形態を検討する。
【その他】また、スマート農業の導入、鳥獣害が少ない品目として燃料・資源作物等の栽培を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	23.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地は個人農家が管理している。できる限り個人ごとに維持管理を行っていき、後継者のいない農地が出てきた際には、集落内で話し合い受け手の作業効率に配慮しながら、集約化して貸し出していきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて、集落全体で利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
用水の整備等が必要となっており、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
鮎川第1、鮎川第2、鮎川第3:費用がかかり過ぎるため、活用の予定はない。長原、中垣内、長尾常森、大丹生南、小丹生:活用できないか検討していく。白浜:現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。大丹生北:農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	-	<input type="radio"/> ④輸出	-	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	-	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	<input type="radio"/> ⑩その他	

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネットの設置等により鳥獣害防止対策を行う。長原:シカやイノシシ、カモシカの被害防止のため電気柵と1.85メートルの網で対策を行っている。②大丹生北:今後有機農業を取り入れる。③鮎川第1、長原:自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑥長原:燃料・資源作物の栽培を行っていく。⑦鮎川第1:景観植物の栽培を行っていく。白浜、大丹生北:保全・管理を行っていく。⑧大丹生北:農舎の建設を検討していく。⑩直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

4 変更申請経歴

- ・非農地証明による計画区域の農用地等面積の減少 1筆 (令和7年7月)
- ・農業を担う者の変更 1名、12筆(令和8年2月)